

Nozomi-Planningレポート

令和4年5月号 Vol.185



撮影地 京都府京都市 「四条大橋から見た京都南座」
撮影者 中谷 淑恵

●今月のTOPICS●

【労働保険情報】

- ・2022 年度の雇用保険料率の決定と年度更新

【助成金情報】

- ・4 月以降の雇用調整助成金の特例措置と申請内容の確認強化

【社会保険情報】

- ・4 月から年金手帳は廃止され基礎年金番号通知書の発行へ

【労働基準法情報】

- ・2023 年 4 月より中小企業でも月 60 時間超の割増賃金率 50%以上に

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.137
- ・今月の書籍紹介「究極 読書の全技術」
- ・人材開発部の講師のコラム
- ・5月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」

<http://www.nozomiplanning.com/>

2022年度の雇用保険料率の決定と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度、見直しが行われていますが、2022年度の雇用保険料率についても3月末に決定しました。2022年度は例年と異なり、年度の途中で雇用保険料率に変更となります。

1. 2022年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり上期（2022年4月1日から9月30日まで）と下期（2022年10月1日から2023年3月31日まで）に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなります。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

2022年度の雇用保険料率

[上期]2022年4月1日～2022年9月30日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

2. 注意が必要な年度更新

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料(雇用保険分)について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

[下期]2022年10月1日～2023年3月31日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

これまで雇用保険の財政が安定していたことから、雇用保険料率は低く抑えられていました。上期からの急激な引き上げは見送られたものの、下期の引き上げは従業員の生活に影響が出てくることもあるでしょう。従業員に早めに周知するといった対応も検討したいものです。

4月以降の雇用調整助成金の 特例措置と申請内容の確認強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用調整助成金に特例措置が設けられ、特例措置の延長がこれまで繰り返し行われてきました。今回、この特例措置が2022年6月まで延長されました。また、4月以降の休業について申請内容をより適正に確認する取組みが始まりました。

1. 延長された助成内容

特例措置として設けられている内容のうち、6月30日までの助成率と1人1日あたりの上限額は下表のとおりです（2022年3月までの水準から変更なし）。

2022年6月30日までの特例措置

		助成率(上段) 上限額(下段)
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円

※ ()内は、解雇等を行わない場合の助成率

制度の見直し等の都度、支給申請様式が変更されています。そのため、申請の際には、厚生労働省のホームページから最新の様式をダウンロードして利用しましょう。

2. 強化される申請内容の確認

4月以降の休業にかかる申請から、申請内容の確認が強化されることになっており、以下の3点を中心に実施されます。

①業況特例における業況の確認の実施

毎回（判定基礎期間（1ヶ月単位）ごと）、業況の確認が行われ、要件を満たしていれば業況特例を、満たしていなければ原則的な措置（地域特例に該当するときは地域特例）が適用されます。

②最新の賃金総額からの平均賃金額の算出

初回に算定した平均賃金額を継続して活用していましたが、これを見通し、原則として労働保険の令和3年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額により平均賃金額が算出されます。

また、企業規模の変更を希望する場合、常時雇用する労働者の数、資本の額等により確認が行われます。

③休業対象労働者と休業手当の支払い確認

判定基礎期間の初日において雇用保険の適用が1年未満の事業主等は、休業対象労働者の氏名、年齢および住所が確認できる書類の写しおよび休業手当を含む給与の支払いが確認できる書類等の提出が求められます。

不正受給への対応が厳格化され、厚生労働省は、不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行うとしています。また、不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。助成金を活用するときは今後も適正な申請を行いましょう。

4月から年金手帳は廃止され 基礎年金番号通知書の発行へ

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

4月になり、高卒者2名、大卒者1名が入社しました。その初々しさが職場によい影響を与えているようです。



社労士

早く職場に慣れて活躍する従業員になって欲しいですね。



ところで彼らの社会保険の手続きをしたのですが、高卒者の2名について、昨年まで会社に送られてきていた年金手帳が送られてきていません。発送が遅れているのでしょうか。



実は今年(2022年)4月から年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」(以下、「通知書」という)が発行されるようになりました。そして、会社に届いていた年金手帳は通知書として加入者の自宅に送付されるようになっています。



なるほど、従業員の自宅に通知書が届いているのですね。



はい。年金手帳には加入する年金の記録を記載する欄がありましたが、通知書は氏名や生年月日、基礎年金番号が書いてある書面になります。



ところで、大卒者には年金手帳の提出を求めています。手続きではマイナンバーを利用しているので提出が不要ではないかと感じているのですが、いかがでしょうか。



マイナンバーが導入され、基礎年金番号との紐づけも進みました。会社が社会保険の手続きをする際、個人番号(以下、「マイナンバー」という)を記載すれば基礎年金番号の記載は不要なので、マイナンバーの提出ができない人のみ年金手帳や通知書を提出することとしてもよいかもしれません。



承知しました。提出してもらった年金手帳を返却する手間もあったため、次に入社する従業員からはマイナンバーカード等を提示してもらうことで、省略することにしたいと思います。



そうですね。ちなみに、基礎年金番号は手続きが終わった後に送付される「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬月額決定通知書」にも記載されるため、従業員が年金手帳等を提出しなくても把握できます。



そうでしたか。一度、確認してみます。ありがとうございました。

ONE POINT

- ① 2022年4月より年金手帳が廃止となり、その代わりに基礎年金番号通知書が発行されている。
- ② 基礎年金番号通知書は初めて公的年金制度(20歳になったときに国民年金に加入する場合も含む)に加入したときに、加入者の自宅に届く。

2023年4月より中小企業でも 月60時間超の割増賃金率 50%以上に

すでに大企業では、1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率が50%以上とされていますが、いよいよ2023年4月1日より中小企業にもその適用が拡大されます。そこで、以下では割増賃金率の全体像と、今後トラブルの増加が懸念される未払い賃金の時効について確認しましょう。

1. 割増賃金率の確認

割増賃金率は下表の3種類に分けることができます。

①法定時間外労働	1ヶ月45時間以内	25%以上
	限度時間(※1)を超えたとき	25%以上(※2)
	1ヶ月60時間超(※3)	50%以上
②法定休日労働		35%以上
③深夜労働		25%以上

※1 1ヶ月45時間、1年360時間

※2 25%を超える率とする努力義務

※3 2023年3月31日まで大企業にのみ適用

現在、1ヶ月60時間を超えた法定時間外労働の割増賃金率(50%以上)は大企業のための適用となっていますが、2023年4月1日より中小企業にも適用が拡大され、全ての企業が対象となります。この50%以上の割増が必要となる時間は、①の法定時間外労働のみであり、②の法定休日労働をした時間数は含みません。

一方で、①の法定時間外労働が深夜に及んだときは、③の深夜労働に対する割増賃金の支払いも必要となります。したがって、割増賃金率は①の1ヶ月60時間超と③の深夜労働を合わせた75%以上で計算して支払うことになります。

2. 未払い賃金の時効

2020年4月1日の改正民法および改正労働基準法の施行により、賃金請求権の消滅時効は2年から5年になりました。ただし、企業への影響を考慮し、当分の間、3年とする経過措置が設けられています。

この時効(3年)は2020年4月1日以降に支払日のある給与から適用されます。例えば、2020年4月25日が給与の支払日の場合には、その3年後である2023年4月24日で消滅時効が完成します。2022年4月1日より改正民法の施行から3年目に入ること、2022年4月以降に未払いの賃金等がある場合、これまで最大2年間の請求となっていたものが、最大3年分を遡って請求される事案の増加が予想されます。

特に時間外労働に対する未払いについては、今後、1.の割増賃金率の引き上げと相まって労働者の関心が高まることから、さらに適正な労働時間管理が求められるようになるでしょう。

時間外労働が多い中小企業の会社にとって、割増賃金率の引き上げは、人件費の大幅な増加につながります。いまのうちから、時間外労働の削減に向けた取組みを進めましょう。そして、未払い賃金が発生しないように、改めて正しい給与計算を行うと共に、問題となりやすい管理監督者の範囲や固定残業制度の運用などについても確認をしておきましょう。



Vol.137

八崎さんの

春・夏・冬のはなし



— 1人また硬骨の人が逝く —

春まだ浅い3月のある日、近所に住む娘が私の誕生日にと、リボンで飾った小袋を持ってきた。食べ物と衣類は要らないとかねてから言っていたので、ここ数年は植木か本のプレゼント。私が読みただろうと思った本を買ってきたという娘の言葉に、あの記事が載っている本かなと思いつつ袋を開けると、予期した通り、3月10日発行の文芸春秋特別号であった。

頁をめくり真先に目についたのが「絶筆」死への道程」今は亡き石原慎太郎氏の記事である。芥川賞の「太陽の季節」を掲載してくれたのが文芸春秋、そこでこの「絶筆」もまた文春に、との遺言であったと聞く。ゆっくり読ませてもらうと娘に言い、夕食後に改めて読むことにした。

——昨年10月19日、かつて膵臓癌を指摘された医師を再び訪ね、そこで画面一面、満天の星のように輝く映像（筆者注・散らばる癌のX線写真）を眺めながら“余命3ヵ月”を宣告された所から“絶筆”が始まった。文章は総体として難しく、数行読んで戻ってじっと考えながら読み直し、それでも10分程で読み終えた。だが無意識のうちに再び最初から読み始めた。比較的平易な文章で、誰しも願う事だろうと思ったのは「…膵臓癌による死について巷間言われている事によると死の到来前に強い苦しみを伴うそうだが、事ここに及んで神仏に縋ることはその苦しみだけは何とか軽減して貰えまいかという事だけだ。」この数行を除くと、あとはこれが大作家たる所以かと思う文章が続いている。そして“絶筆”の最終章として「…私の死はあくまでも私自身のものであり誰にもどう奪われるものでありはしない。私は誰はばかりもなく完璧に死んでみせると言う事だ。…出来得るものなれば私は私自身の死を私自身の手で慈しみながら死にたいものだ。…」

この“絶筆”を読み終えた時、涙が頬を伝わっている私であった。

続いて慎太郎氏の最後を看取った四男延啓氏の「父は最後まで“我”を貫いた」が掲載されている。慎太郎氏が癌の宣告を受け“絶筆”を書き始めたいきさつや、4人の兄弟と父との思い出、エピソードの数々が綴られている。

「芥川龍之介賞として時計及び副賞・金拾萬円」贈呈のあと、賞選考のいきさつについて大作家の舟橋聖一、川端康成、石川達三氏等9人の錚々たる人達の選評が記されているが、太陽の季節を強く推す人、最後まで反対を唱える人、内幕が赤裸々に記されている。

そして石原氏が願っていた当時のままの“太陽の季節”が掲載されているのだが、当然のこととして随所に出てくる広告は、昭和30年当時のもので、ダットサンやトランジスタラジオ、次々と世に出るカメラ等々…その中で私が驚いたのは、私が入社したばかりのスイス・チバ社の目（の充血）と鼻（つまり）の薬“プリビナ”の広告で、二日酔いの朝赤くなった目に注して出社したことを思い出すひと時であった。

石原慎太郎といえば、忘れられない2点だけを挙げておこう。

数々の名言や格言を残されていたが、フリーターやニートの言葉が流行すると、“要は無気力、努力不足の穀つぶし”と表現。「Noと言える日本」をソニーの盛田氏と共著し、アメリカ人の心を逆撫ですると言われても臆することなく、知事時代には、中国の挑発が頻繁に起きる“尖閣諸島”を都が購入すると発表し全国から15億円もの寄付を集めると、慌てた政権（当時の民主党）がひと足早く地権者から20億円で購入して国有化。これが今日まで尾を引いているのだ、と書き終えた翌日の新聞に“尖閣寄付金使わず10年、都購入表明後国有化で”の記事が大きく掲載されていたのも何かの因縁だろうか？

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー社（現ノバルティスファーマ）教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～ 「究極 読書の全技術」

著者：齋藤 孝

（発行：株式会社 KADOKAWA 1,600 円＋税）

インターネットが普及している今、情報の多くをインターネットで得ている方も多いでしょう。しかし著者は、インターネットで情報は得られても、社会を生き抜く「思考力」は読書でしか手に入れないと述べています。文字を追ひ、頭の中でその意味を咀嚼し、さらに自分の中へ変換していくプロセスによって、思考力が高まっていくとのこと。

私が印象に残ったのは、「会話における言葉の意味の含有率を高めるには、読書が最適」というフレーズです。皆様も、てきぱきと話せる人（活字量の多い人）の説明は頭にスッと入ってきても、もたもたと話す人（活字量の少ない人）の話は分かりにくいというご経験はありませんでしょうか？読書を習慣化することにより、思考速度が速まり、活字量が多くなることで、一定時間に発せられる言葉に込める意味の含有率も高くなるということです。

著者は、テレビ出演も多い明治大学文学部教授の齋藤孝氏です。著者が長い時間をかけて作り上げた最強の読書術を、出し惜しみすることなく伝えてくれています。各章の内容は、①読書を習慣づけるための秘訣、②速読の全技術、③精読の全技術、④本選びの全技術、⑤読書で得たものを仕事で使うアウトプットの全技術、⑥社会人が今、読んでおくべき五〇冊の紹介です。他にも、教養に直結するマンガ作品、読みやすい古典作品も紹介されています。

このコーナーを楽しみにして下さっている方は、既に読書好きの方も多いと思いますが、読書する時間をなかなか取れない方、しばらく読書から離れている方、これまで読書をしてこなかったという方にも是非お読み頂きたい一冊です。

（執筆 三升谷 孝司）

～人材開発部の講師のコラム～

人材開発部の竹澤です。

接遇研修 4 時間×3 回実施コースご利用のクリニック様に

最終日何うと、小さな声で「せーの」と聞こえ、

満面の笑顔で「先生、こんにちは！」と迎えてくださいました。

「最終回だから先生と集合写真を撮ろう！」と院長先生がおっしゃると、

「そっか、最終回か。嫌だ！もっと受けない！」

研修に対してネガティブな印象があったはずなのに、この変化は嬉しいですね。

そして非常勤の女医の先生が「趣味で短歌を詠んでいて、1 回目の講義を受けて詠んだものです。よかったらどうぞ。」と渡された心のこもったプレゼント。

「胸を張る ただそれだけの ことなのに 気持ち前向き 明るくなりぬ」

「前を向き 背筋伸ばして しゃっきりと 笑顔作って 今日を迎える」

「目を開き 口角上げて 練習す マスク顔でも 伝わる笑顔」

涙が出るほど嬉しかったです。宝物がまた増えました。ありがとうございました。

リピートご依頼のギフトもあり、これからも宜しくお願いします。

（人材開発部 竹澤 摩佑子）



<5月の税務と労務の手続【提出・納付先】>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

16日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

～ちょっとブレイク～



撮影者コメント

「この前初めて京都南座にお芝居を観に行きました。同一の場所で今日まで興行を続けてきた劇場の中では日本最古とも言われています。

劇場内では入口の照明や小物、天井など全てがとても綺麗で思わず写真を撮られる方が多く居られました。私は舞台を観に行く事が多いのですが、今まで観て来た中で一番素敵な場所だと思います。

皆様にも機会があれば是非行って頂きたい場所です。」

撮影者 中谷 淑恵

当事務所より一言

5月といえば・・・大型連休＝ゴールデンウィーク！

一般的に「ゴールデンウィーク」と呼ばれる春の大型連休。いつどのように始まったのか調べてみました。ゴールデンウィークが始まったのは1948年に施行された「国民の祝日に関する法律」がきっかけです。この法律によって9日分の祝日が制定されたことで、5月の連休が発生するきっかけになりました。

現在は年間に計16の日が「国民の祝日」とされています。（参考：国民の祝日について／内閣府）名前の由来は諸説あります。大型連休のときが最もラジオの視聴率が高く「黄金週間」と呼ばれていたのが片仮名になり、ゴールデンウィークと呼ばれるようになったという説、1951年5月5日から上映された映画が大ヒットしたことがきっかけで、当時の大映の専務だった松山英夫さんが名付けたという説などです。ただ、NHKや一部の新聞などのメディアでは、広告放送禁止規定に触れること、片仮名をできるだけ避けたい、表記が長すぎて使いづらい、仕事の都合で休暇が取れない人などから抗議されることや、1週間以上休みになるのにウィークを使うのはおかしいといった意見などから『大型連休』という表現で統一されているそうです。

今月ものぞみプランニングレポートをお読みくださりありがとうございます。弊社は、新型コロナウイルスを乗り越えて、スタッフ一同皆様のお役に立てるよう日々奔走しております。労務管理、人事管理、他社の事例等について、どうぞお気軽にご相談ください。

by 松村 恵子

